

東京都駐車場条例〈駐車施設附置義務計算の概要〉

(平成26年4月1日 改正)

平成26年4月 台東区役所 建築課

① 駐車施設の附置義務計算表(延べ面積の算定は、駐車場・駐輪場を除く)

前提条件		附置義務台数計算(注5)			駐車マスの大きさと割合 ()内は機械式駐車を示す	
地域	用途	対象規模A	附置台数	延べ面積6000㎡未満の場合の緩和		
駐車場整備地区等 ・商業地域 ・近隣商業地域 ・駐車場整備地区(注1)	特定用途(注2) 百貨店 その他の店舗	1500㎡超	$A \div 250\text{m}^2$ (Aは延べ面積)	$X = 1 - \frac{\text{附置義務台数(最低2台以上)} - \text{附置台数} \times \text{激変緩和係数}\chi}{6000 \times B - 1500 \times \text{延べ面積}}$ $\chi = 1 - \frac{1500 \times (6000 - \text{延べ面積})}{6000 \times B - 1500 \times \text{延べ面積}}$ B=特定用途の床面積+ 非特定用途の床面積×3/4	☆附置義務台数は、障害者用と小型車用の2台が最低限必要。(第17条第1項、第17条の5第1項及び第2項)	
		1500㎡超	$A \div 300\text{m}^2$		障害者用	駐車マス 6m×3.5m(機械式駐車は不可) 必要台数a $a \geq 1$
	非特定用途 共同住宅 その他	2000㎡超	$A \div 350\text{m}^2$		普通車用(注6)	駐車マス 6m×2.5m(幅1.9長5.3高1.55重2.2) 必要台数b $b \geq \text{附置義務台数} \times 0.3 - a$
		2000㎡超	$A \div 300\text{m}^2$		小型車用	駐車マス 5m×2.3m(幅1.7長4.7高1.55重1.5) 必要台数c $c = \text{附置義務台数} - a - b$
周辺地区 〈駐車場整備地区等以外〉 ・第1、2種中高層住居 専用地域 ・第1、2種住居地域 ・準工業地域	複合用途(注4)	特定用途+ 非特定用途×3/4 >1500㎡	上記の各用途ご とに計算した合 計(3/4は使用し ない)		(注6) 附置義務台数30台以下で機械式駐車の場合、普通車用は、普通車の必要台数×1.3倍以上の小型車用に置き替えることができる。(平置きは認めない)	
		特定用途 2000㎡超	$A \div 300\text{m}^2$	$X = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$		

② 荷捌き用駐車施設の附置義務計算表(延べ面積の算定は、駐車場・駐輪場を除く)

前提条件		附置義務台数計算(最大10台まで)			駐車マスの大きさ(☆最低限1台必要) (第17条の5第4項)	
地域	用途	対象規模面積A	附置台数	延べ面積6000㎡未満の場合の緩和		
駐車場整備地区等 ・商業地域 ・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	特定用途 百貨店等 事務所 倉庫 その他	2000㎡超	$A \div 2500\text{m}^2$	$X = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	荷捌き用 駐車マス 7.7m×3.0m はり下の高さ3.0m (注7) 必要台数d $d \geq 1$	
			$A \div 5500\text{m}^2$			
			$A \div 2000\text{m}^2$			
			$A \div 3500\text{m}^2$			
周辺地区 〈駐車場整備地区等以外〉 ・第1、2種中高層住居 専用地域 ・第1、2種住居地域 ・準工業地域	特定用途	3000㎡超	$A \div 7000\text{m}^2$	$X = 1 - \frac{6000 - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$	(注7) 建築物の構造、敷地の状況によりやむを得ない場合は、長さ6.0m、幅4.0m、はり下の高さ3.0mとすることができる。 ☆荷捌き用駐車施設の設置台数は、①の駐車施設の台数に含めることができる。(第17条の2 第3項)	

(注1) 台東区における駐車場整備地区の指定は、言問通り以南(上野の山を除く)である。

(注2) 特定用途とは、百貨店その他の店舗、事務所、倉庫、工場、劇場、観覧場、放送スタジオ、集会場、展示場、旅館、飲食店、遊技場、体育館、病院など(第17条 別表第3)

非特定用途とは、特定用途以外の用途。(注3)6000㎡を超え、1万㎡以下の事務所については、その用途に供する部分の床面積に0.8を乗じて得た床面積の合計とみなす。

(注4) 複合用途の共用部分は、それぞれの専用面積の割合で按分する。(注5) 附置義務台数は、集計後の小数点以下を切り上げる。

〈参考〉 東京都建築安全条例(車庫面積50㎡超適用) 10条の2:前面道路幅員 原則6m、27条:車庫出入口、28条:前面空地、30条:用途区画、31条:一般構造及び設備、

32条:大規模500㎡、33条:屋上駐車